

電 気 需 給 約 款
(高圧・特別高圧)
<DG 取次用>

2026年6月1日実施

ケネディクス・グリーンエナジー株式会社

目次

第1条	適用	3
第2条	電気需給約款の変更	3
第3条	用語の定義	4
第4条	単位および端数処理	5
第5条	本契約の申込みおよび成立	5
第6条	需給契約の単位	5
第7条	供給の開始	5
第8条	計量に関する取扱い	6
第9条	契約電力および料金	6
第10条	契約超過金	7
第11条	電気料金の算定および支払条件	7
第11条の2	容量抛出負担金の算定および支払条件	8
第12条	遅延利息	12
第13条	保証金	12
第14条	適正契約の保持	12
第15条	お客さまの協力	12
第16条	供給の停止	15
第17条	給電指令の際の措置	16
第18条	工事費等の負担	16
第19条	違約金および損害賠償の免責	17
第20条	不可抗力	18
第21条	契約電力の変更	18
第22条	契約期間および中途解約	18
第23条	契約の更新	19
第24条	需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約および契約電力の減少	19
第25条	契約の解除および期限の利益の喪失	19
第26条	当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更	20
第27条	管轄裁判所	20
第28条	守秘義務	20
第29条	暴力団排除に関する条項	21
第30条	名義の変更	21
別紙1	本一般送配電事業者一覧	22

電気需給約款

第1条 適用

1. 当社は、当社との取次委託契約に基づきお客さまに電気を供給する小売電気事業者（電気需給契約書で定める小売電気事業者とし、以下「本小売電気事業者」といいます。）の取次ぎを行っており、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約（電気需給契約書（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。）および本約款を契約の内容とする電気の需給に関する契約をいい、以下「本契約」といいます。）を締結されたお客さまに対して、本一般送配電事業者（お客さまの需要場所の存する供給区域ごとに別紙1に定める一般送配電事業者をいい、以下同様とします。）の供給区域内の需要場所に本小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書および本約款（以下併せて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは本一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。

第2条 電気需給約款の変更

1. 本一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
2. 本契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。
3. 本約款に記載する供給条件その他のお客さまとの本契約に関する供給条件の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法（電子メールを送信する方法を含みます。以下本条において同じ。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。
4. お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等本契約に関する供給条

件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

1. 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
2. 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
3. 供給地点
本小売電気事業者が、本一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
4. 供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
5. 契約電力
お客さまが契約上使用できる最大電力(kW)をいいます。
6. 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
7. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第36条第1項に定める賦課金をいいます。
8. 接続供給
本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が本一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。
9. 接続供給契約
本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が本一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。
10. 託送供給等約款
接続供給契約の内容を定める本一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
11. 需要場所
電気需給契約書においてあらかじめ定める、本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、以下のように取り扱います。
 - (1) 1構内または1建物を1需要場所とします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共有部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。なお、この場合において、1構内とは、柵塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また1建物とは、独立した1建物をいいます。
 - (2) 前号にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときで、本一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、その他本一般送配電事業者において1需要場所と認める場合は当社においても1需要場所とします。
12. 使用電力量
第1条第1項に基づき本小売電気事業者が需要場所に対して供給する電力の電力

量 (kWh) をいいます。

13. 使用電力量 (市場調達)

使用電力量のうち、本小売電気事業者が、日本卸電力取引所および本一般送配電事業者から調達した電力の電力量 (kWh) をいいます。

14. 使用電力量 (相対調達)

使用電力量のうち、本小売電気事業者が、第三者から調達した電力量 (kWh) をいいます。

15. 力率

供給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率 (瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。) をいいます。

16. 最大需要電力

お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、本一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器 (以下「計量器」といいます。) により計測される値をいいます。

17. 給電指令

本一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示を行い、具体的には第17条 (給電指令の際の措置) に定めるところによります。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット (1kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、契約電力が500キロワット未満のときで、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時 (1kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 力率の単位は1パーセント (1%) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 本契約の申込みおよび成立

1. お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。
2. 本契約は、当社が、お客さまとの間で電気需給契約書を締結したときに、やむをえない事由がないこと (お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、本一般送配電事業者からの承諾がえられることを含みますが、これに限られません。) を停止条件として、成立します。

第6条 需給契約の単位

当社は、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

第7条 供給の開始

1. 需給開始日は、お客さまと当社との協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送

配電事業者と協議のうえ定めるものとし、電気需給契約書記載の需給開始日から、本契約にもとづく本小売電気事業者による電気の供給を開始します。

2. 当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に本小売電気事業者による電気の供給を開始できないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さまと協議するものとし、かかる協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定めることとします。

第8条 計量に関する取扱い

1. 計量方法・計量主体
 - (1) お客さまが使用された電力量および最大需要電力は、計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量します。
 - (2) 前号にかかわらず、やむをえず供給電圧と異なる電圧で計量した場合には、供給電圧と同位にするために、別途電気需給契約書に定められている場合を除き、3%の計量損失率によって修正するものとし、
2. 計量不能の措置
計量器の故障等により電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、お客さまと当社との協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送配電事業者との協議により計量した値とします。

第9条 契約電力および料金

1. 契約電力
契約電力は、以下によって定めます。
 - (1) 高压で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。
各月の契約電力は、以下の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、本小売電気事業者からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と本小売電気事業者からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (b) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送配電事業者との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送配電事業者との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
 - (c) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前

日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- (2) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）。

需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、本小売電気事業者と本一般送配電事業者との協議によって定めます。

2. 料金

1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、電気需給契約書に別段の定めがある場合は、当該定めに従います。なお、契約電力、基本料金単価および各電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、契約電力と基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、原則として、その月の使用電力量および電力量料金単価に基づき以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = X + Y + Z$$

X：使用電力量×電力量料金（共通）の単価

Y：使用電力量（相対調達）

×電力量料金（使用電力量料金）のうち相対調達単価

Z：使用電力量（市場調達）

×電力量料金（使用電力量料金）のうち市場調達単価

第10条 契約超過金

1. お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものとします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5$$

2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払うものとします。

第11条 電気料金の算定および支払条件

1. 電気料金

電気料金は、第9条（契約電力および料金）および、第10条（契約超過金）、第11条の2（容量拠出負担金の算定および支払条件）にて算定した料金の合計金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものとします。

2. 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量または最大需要電力が計量器に記録される

日をいいます。)から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。

- (1) 本小売電気事業者による電気の供給を開始または本契約が終了した場合
- (2) 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合でお客さまおよび当社が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

3. 日割計算

当社は、前項第1号または第2号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。ただし、日割計算対象日数が、暦日数±4日以内の場合は、日割計算をせず、1ヶ月として扱います。

- (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。
基本料金=1月の基本料金×(日割計算対象日数/暦日数)
上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、本契約の電気の供給の開始日および終了日を含みます。また、第1項第2号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
- (2) 前号の暦日数は、それぞれ以下のとおりとします。
 - (a) 電気の供給を開始した場合
お客さまに電気の供給を開始した日の属する月の暦日数とします。
 - (b) 本契約を終了する場合
本契約の終了日の計量期間の開始した日の属する月の暦日数とします。
- (3) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法

- (1) 当社はその1月における電気料金を、その月の最終日の属する月の翌月第10営業日までにお客さまに請求し、お客さまは請求書を受領した月の20日(銀行の休業日の場合はその前営業日とします。)を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。ただし、当社は、計量期間におけるお客さまの暫定的な使用電力量(以下「暫定値」といいます。)を用いて請求を行うものとし、暫定値と第8条に基づき計量された電力量(以下「確定値」といいます。)に差異が生じた場合、当社が確定値を取得した日以降最初に行われる請求に際し、確定値と暫定値の差分について、精算を行うものとし、なお、暫定値と確定値の差異に起因する電気料金の未払いまたは過払いについて、お客さまと当社は互いに遅延損害金等の支払義務を負わないものとし、振込手数料はお客さまが負担するものとします。
- (2) 電気料金以外の本一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務(以下「工事費等」といいます。)については、発生するつど、当社が指定する方法により支払っていただきます。

第11条の2 容量抛出自負担金の算定および支払条件

1. 容量抛出自負担金

容量抛出自負担金は、本小売電気事業者が負担する容量抛出自負担金(電力広域的運営推進機関(以下本条において「広域機関」といいます。))が定める業務規程第32条の35第2項に定める容量抛出自負担金をいいます。以下同じ。)に応じて、お客さまに負担していただく料金をいいます。

2. 容量抛出自負担金の算定方法

容量抛出自負担金の算定期間は計量期間と同様とし、日割計算は行いません。お客さまは、お客さまと当社との間に1日以上本契約が存する計量期間に係る月(本一般送配電事業者の定めによるものとし、以下、本条において「対象月」といいます。)

す。)の容量拠出負担金の全額を負担するものとし、対象月の容量拠出負担金は下記の方式で算定するものとし、なお、需要場所が対象区域(以下に定める意味を有します。)に存する全てのお客さま(本小売電気事業者の定める電気需給約款および本約款に基づき本小売電気事業者が電気を供給する全てのお客さまをいい、以下本条において「全てのお客さま」といいます。)のうち、本一般送配電事業者の託送供給等約款において、蓄電池が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置が適用される見込みであるお客さまおよび適用されたお客さま(以下「蓄電池のお客さま」といいます。)の容量拠出負担金については、本項第2号において定める金額とします。

記

(1)容量拠出金相当額(円)－(2)蓄電池容量拠出金相当額(円)

×((3)お客さまの需要電力(kW)÷(4)蓄電池のお客さまを除く全てのお客さまの需要電力(kW))

(1) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、お客さまの需要場所の存する供給区域(以下、本条において「対象区域」といいます。)について、本小売電気事業者が広域機関から受領した対象月に係る容量拠出金請求額通知書に記載されている容量拠出金請求額に相当する額をいいます。

(2) 蓄電池容量拠出金相当額

蓄電池容量拠出金相当額は、全ての蓄電池のお客さまに係る容量拠出金負担金の合計金額をいいます。各蓄電池のお客さまごとの容量拠出金負担金は、以下の方式で算定するものとし、

- ① 本一般送配電事業者の託送供給等約款において、蓄電池が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置が適用されてから、②に定めるデータを当社が取得する間の期間

容量拠出金相当額(円)÷蓄電池のお客さまを含む全てのお客さまの計量期間における基本料金(第9条第2項(1))算定の基礎となる常時供給電力の契約電力の合計×当該蓄電池のお客さまの常時供給電力の契約電力

- ② 夏季ピーク時(対象月の前年度7月から9月における、需要場所が属する供給エリアの最大需要発生時(1時間)をいいます。)または冬季ピーク時(対象月の前年度12月から2月における、需要場所が属する供給エリアの最大需要発生時(1時間)をいいます。)の全てのお客さまの最大需要電力および蓄電池のお客さまの最大需要電力が計算できる電力量データを取得したとき
(a)対象月が4月から9月のいずれかの月である場合

容量拠出金相当額(円)÷蓄電池のお客さまを含む全てのお客さまの夏季ピーク時における最大需要電力×当該蓄電池のお客さまの夏季ピーク時における前年度7月から9月の各月の需要場所の最大需要電力(kW)の平均値ただし、前年度7月から9月の各月のデータの全部または一部を当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における常時供給電力の契約電力を、その月の最大需要電力とします。

- (b)対象月が10月から3月のいずれかの月である場合

容量拠出金相当額（円）÷蓄電池のお客さまを含む全てのお客さまの冬季ピーク時における最大需要電力×当該蓄電池のお客さまの冬季ピーク時における前年度12月から2月の各月の需要場所の最大需要電力（kW）の平均値。ただし、前年度12月から2月の各月のデータの全部または一部を当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における常時供給電力の契約電力を、その月の最大需要電力とします。

(3) お客さまの需要電力

お客さまの需要電力は、下記①から④のいずれかの値をいいます。

- ① 蓄電池のお客さまを除く協議制のお客さまであり、協議制の前年度ピーク時 kW を算出可能な場合には協議制の前年度ピーク時 kW とし、協議制の前年度ピーク時 kW は、以下の方式で算定するものとします。なお、協議制の前年度ピーク時 kW 算出の基礎となる前年度夏季ピーク月最大需要電力および前年度冬季ピーク月最大需要電力の算出にあたっては、当社が必要なデータを保有している場合には当該データを用い、当社が必要なデータを保有していない場合には、本一般送配電事業者が計量器を用いて計測した値を用いるものとします。

(a)対象月が4月から9月のいずれかの月である場合

対象月の前年度夏季ピーク月最大需要電力（対象月の前年度7月から9月の各月においてお客さまが使用された30分ごとの需要電力の最大値を2倍した値をいいます。ただし、前年度7月から9月の各月のデータの全部または一部を当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における、基本料金（第9条第2項(1)算定の基礎となる常時供給電力の契約電力をその月の最大需要電力とします。）の平均値。

(b)対象月が10月から3月のいずれかの月である場合

対象月の前年度冬季ピーク月最大需要電力（対象月の前年度12月から2月の各月においてお客さまが使用された30分ごとの需要電力の最大値を2倍した値をいいます。ただし、前年度12月から2月の各月のデータの全部または一部を当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における、基本料金（第9条第2項(1)算定の基礎となる常時供給電力の契約電力をその月の最大需要電力とします）の平均値

- ② 蓄電池のお客さまを除く実量制のお客さまで実量制の前年度ピーク時 kW を算出可能な場合には実量制の前年度ピーク時 kW とし、実量制の前年度ピーク時 kW は、以下の方式で算定するものとします。

(a)対象月が4月から9月のいずれかの月である場合

対象月の前年度夏季ピーク月最大需要電力（対象月の前年度の7月から9月の各月の本一般送配電事業者から発行された契約電力算定結果内訳帳票に記載されたお客さまの需要電力の最大値を合計した値をいいます。ただ

し、前年度の7月から9月のデータを当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における、基本料金（第9条第2項(1)算定の基礎となる常時供給電力の契約電力をその月の最大需要電力とします。）の平均値

(b)対象月が10月から3月のいずれかの月である場合

対象月の前年度冬季ピーク月最大需要電力（対象月の前年度12月から2月の各月の本一般送配電事業者から発行された契約電力算定結果内訳帳票に記載されたお客さまの需要電力の最大値を合計した値をいいます。ただし、前年度12月から2月のデータを当社が保有していない場合は、保有していない月に対応する当年度の容量拠出負担金の請求対象月における、基本料金（第9条第2項(1)算定の基礎となる常時供給電力の契約電力をその月の最大需要電力とします。）の平均値

- ③ 蓄電池のお客さまを除く協議制のお客さま、または実量制のお客さまであつて、①または②の(a)または(b)の値が算出できないお客さまの場合（(a)が算出できない場合には4月から9月について、(b)が算出できない場合には10月から3月について）

計量期間における基本料金（第9条第2項(1)算定の基礎となる常時供給電力の契約電力

- ④ ①から③の値が算出できないお客さまの場合
当社とお客さまとの間で個別に合意した値

(4) 全てのお客さまの需要電力

全てのお客さまの、上記(3)①から④の算出方法により算出される対象月の需要電力と、本小売電気事業者が低圧で電力を供給している需要場所が対象区域に存する全てのお客さま（蓄電池のお客さまを除き、以下「低圧のお客さま」といいます。）の需要電力を合計した値をいいます。なお、低圧のお客さまについて、契約容量がキロボルトアンペア(kVA)の場合はkWに変換した値とし、アンペア(A)の場合は10Aを1kWに変換した上で合算するものとします。

3. 容量拠出負担金の支払方法

当社は、対象月の容量拠出負担金を、対象月の3か月後の応当月の第10営業日までにお客さまに請求するものとします。当該容量拠出負担金は、第11条第4項(1)に定める電気料金に含まれるものとし、当該電気料金の支払とあわせて支払っていただきます。

4. 容量拠出負担金の事後精算

当社は、以下の各号に定める場合、容量拠出負担金に関し、お客さまとの間で事後的に精算できるものとします。

- (1) 本小売電気事業者が実際に負担した対象月の容量拠出金の金額と対象月の容量拠出金請求額通知書に記載されている容量拠出金請求額に10%以上の乖離がある場合
(2) 対象月が含まれる年度（以下「対象年度」といいます。）の容量拠出金の年次精算において、本小売電気事業者が広域機関より還元を受けた金額または本小売電気事業者が広域機関より追加請求を受けた金額が、対象年度において全てのお客さまが支払った容量拠出負担金の合計額の10%以上の額である場合

第12条 遅延利息

1. お客さまが、支払期日を経過しても料金その他の本契約に基づき発生する金銭債務の支払いを行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けることがあります。
2. 遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額、以下の算式により算定された金額および電力量料金のうち再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する金額（以下、本条において「再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額」といいます。）を差し引いた金額に年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）を乗じて算定して得た金額とします。
(算式)：再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額×10/110
3. 遅延利息は、お客さまが遅延利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第13条 保証金

1. 当社は、電気需給契約書を締結されるお客さまから、本小売電気事業者による需給の開始に先立って、そのお客さまの予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
2. 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
3. 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
4. 当社は、第2項に規定する保証金の預かり期間経過後、第22条（契約期間および中途解約）、第23条（契約の更新）第1項、第25条（契約の解除および期限の利益の喪失）または第29条（暴力団排除に関する条項）第3項の規定により本契約が終了したときは、保証金（前項に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。
5. 当社は、保証金に利息は付しません。
6. 当社は、保証金の預り期間満了前であっても本契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

第14条 適正契約の保持

本小売電気事業者が、本一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。

第15条 お客さまの協力

1. 力率の保持
 - (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
 - (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、本小売

電気事業者と本一般送配電事業者との協議によって定めます。

2. 立ち入り業務への協力

当社もしくは本小売電気事業者が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または本一般送配電事業者が以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社、本小売電気事業者または本一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、本一般送配電事業者が立ち入る場合においては、本一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの本一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 本条第8項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第16条（供給の停止）、第22条（契約期間および中途解約）、第23条（契約の更新）第1項、第25条（契約の解除および期限の利益の喪失）または第29条（暴力団排除に関する条項）第3項の規定に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または本一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

3. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または本一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。ただし、接続供給契約に基づき必要となるものに限り、
 - (a) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (b) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (c) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (e) その他(a)から(d)に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を本一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、第1号に準ずるものとし、
- (3) お客さまが電気設備を本一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたが、かつ、本一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、本一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

4. 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い本一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただ

きます。ただし、接続供給契約に基づき必要となるものに限ります。

5. 施設場所の提供

以下の場合において、本一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を本小売電気事業者またはお客さまが求められた場合、および当社または本小売電気事業者が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。ただし、接続供給契約に基づき必要となるものに限ります。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6. お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、本一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。ただし、接続供給契約に基づき必要となるものに限ります。

- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - (a) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (b) お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - (c) その他(a)または(b)に準ずる設備
- (4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- (5) 本一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

7. 調査および調査に対するお客さまの協力等

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本一般送配電事業者、または本一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、本一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成した

とき、すみやかにその旨を当社および本一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

8. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 以下の各号の場合には、お客さまは当社および本一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

(a) お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等本一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合

(b) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

(2) お客さまが本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を本一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を本一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、本一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

(3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと本一般送配電事業者とで協議していただきます。

(4) 供給地点に至るまでの供給設備（本一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物については、本一般送配電事業者が、本小売電気事業者が所有権を有する電気工作物については本小売電気事業者が保安の責任を負います。

9. 本一般送配電事業者との協議

お客さまは、本一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、本一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

10. 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

11. 需要情報の通知

当社は、本小売電気事業者による供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものといたします。

第16条 供給の停止

1. 以下の各号のいずれかに該当した場合、本一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。

(1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(2) お客さまが需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して本一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(3) 本一般送配電事業者以外の者が需要場所における本一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

2. 以下の各号のいずれかに該当し、本一般送配電事業者から本小売電気事業者がそ

の旨の警告を受けた場合で、本一般送配電事業者から連絡を受けた当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、本一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。

- (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に本一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第 15 条（お客さまの協力）第 2 項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまが本約款において、本一般送配電事業者の求めに応じること、本一般送配電事業者に権限を付与することもしくは本一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは本一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - (4) 第 15 条（お客さまの協力）第 3 項第 1 号および第 2 号によって必要となる措置を講じない場合
 - (5) 第 15 条（お客さまの協力）第 3 項第 3 号に反してお客さまが本一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
3. 契約電力を超えて接続供給を利用する場合に該当するものとして、本小売電気事業者が本一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、本一般送配電事業者から連絡を受けた当社がお客さまに対し、第 14 条（適正契約の保持）に基づく本一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じただけでないときは、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
4. 本条によって電気の供給を停止する場合には、本一般送配電事業者により、本一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
5. 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、本一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

第 17 条 給電指令の際の措置

以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、本一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。

- (1) 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 非常変災の場合
- (4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
- (5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合

第 18 条 工事費等の負担

1. 以下の各号の場合に、当社は、本小売電気事業者による請求を踏まえ、お客さま

に工事費等の負担をしていただきます。なお当社は原則として当該工事等の準備着手前に当該費用を申し受けます。ただし、接続供給契約に基づき必要となるものに限ります。

- (1) 本契約に基づく供給開始にあたって、本小売電気事業者が本一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を本小売電気事業者が施設すること、または本一般送配電事業者から本小売電気事業者がその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担をすることを求められた場合
 - (2) お客さまの都合による契約電力等の変更により、本小売電気事業者が本一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を本小売電気事業者が施設すること、または本小売電気事業者が本一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担をすることを求められた場合
 - (3) お客さまの都合により、当社が本一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を本小売電気事業者を通じて本一般送配電事業者に依頼し、本小売電気事業者が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合
 - (4) お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、さらにお客さまの都合により途中で当該契約変更を解約し、またはさらに変更した当該契約電力等を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、本小売電気事業者が本一般送配電事業者から、変更に伴い新たに施設した供給設備を本小売電気事業者が敷設すること、または変更に伴い新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - (5) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更する場合であって、本小売電気事業者が本一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。）負担を求められた場合
 - (6) その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が本一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
 - (7) お客さまの事由による受電設備の移設等に伴い、本小売電気事業者が設置した通信設備を移設する必要性が生じ、当社が費用負担を求めた場合
2. 前項第1号、第2号および第4号において本小売電気事業者が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものとします。

第19条 違約金および損害賠償の免責

1. 違約金

お客さまが以下のいずれかに該当した場合として、本小売電気事業者が本一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の3倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社はお客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で本一般送配電事業者により決定された期間となります。

- (1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- (2) 電気工作物の改変等によって不正に本一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- (4) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

2. 損害賠償の免責

- (1) 第16条（供給の停止）によって本一般送配電事業者により電気の供給が停止

された場合、第 24 条（需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の解約および契約電力の減少）によってお客さまが本契約を解約された場合、またはお客さまが第 25 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の各号に該当したことによって当社が本契約を解約した場合は、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 第 17 条（給電指令の際の措置）第 1 項によって本一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 20 条 不可抗力

1. 地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の以下の各号のいずれにも該当する事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社が本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまに損害の賠償責めを負わないこととします。
 - (1) お客さま、または当社によって制御できない事由であること。
 - (2) その発生が、お客さま、または当社の責とならない事由であること。
 - (3) お客さま、または当社が事前に想定できなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかったこと。
 - (4) お客さま、または当社が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかったこと。
2. 第 1 項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、第 22 条（契約期間および中途解約）、第 23 条（契約の更新）第 1 項、第 24 条（需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の解約および契約電力の減少）および第 25 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。本項の解約にともない生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負わないものとします。また、当社が解除をする場合、第 25 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に定めるところに従い行います。

第 21 条 契約電力の変更

1. お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 1 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得てください。
2. 契約電力の変更は、月単位で実施します。ただし、お客さまと当社が合意すればこの限りではありません。

第 22 条 契約期間および中途解約

1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。
2. 本条第 1 項にかかわらず、当社は解約希望日の 3 ヶ月前までに解約通知を送付することで、該当月の 3 ヶ月後の月の末日を解約日として本契約を解約することができます。
3. お客さまおよび当社が合意すれば、該当月から 3 ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができるものとし、また契約電力が 500 キロワット未満のお客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行

ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に終了の通知がされた場合、当該通知をもってお客さまの当社に対する解約通知として取扱い、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた解約期日を解約日とします。

4. 前項にかかわらず、当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）によりお客さまへの本小売電気事業者による電気の供給を終了させるための処置を本一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

第 23 条 契約の更新

1. 本契約の期間満了日の 3 ヶ月前までにお客さままたは当社から本契約終了の申出または変更の申出がない場合、本契約は、期間満了後も 1 年間同一条件で更新されるものとし、以後同様とします。
2. 前項の場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第 24 条 需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の解約および契約電力の減少

1. お客さまが契約電力を新たに設定された後に、本契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合、または契約電力を増加された後に、本契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、本小売電気事業者が接続供給契約に基づき本一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。
2. お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または本契約が終了する場合に、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための本一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づき本一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

第 25 条 契約の解除および期限の利益の喪失

1. お客さまおよび当社は、それぞれが以下の各号のいずれかに該当するときは、その相手方は、本契約を解除することができるものとし、当該解除をされた当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、解除をされた当事者に対し、相手方が債務を負担する時は、債権または債務の種類、弁済期の如何にかかわらず、相手方において任意に相殺する事ができるものとします。なお、当社が本契約を解除する場合には、本契約解除の 15 日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②最終保障供給が義務付けられている本一般送配電事業者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。

- (1) 本契約またはその他関連する契約などに基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。
- (3) 差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続きの申立を受け

- たとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。
- (4) 振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡としたとき。その他支払停止をなしたとき。
 - (5) 裏書もしくは保証した手形または小切手が不渡となり、不渡後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき。
 - (7) 相手方に通知せず組織または営業につき重大な変更をしたとき。
 - (8) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 電気需給契約書記載の需給開始日から 1 ヶ月以内に第 5 条第 2 項に定める接続供給契約が締結されない場合、お客さまは、当該接続供給契約が締結されるまでの間に当社に対して通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 3. 第 1 項に基づきお客さままたは当社が本契約を解除したことにより解除した当事者に損害が生じた場合（当社が本小売電気事業者または第三者と締結していた契約を解約する必要が生じ、これにより当社が本小売電気事業者または第三者に対して違約金を負担する場合がありますが、これに限られません。）、相手方はその損害に相当する金額を解除した当事者に支払うものとします。

第 26 条 当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更

1. 当社と本小売電気事業者との取次委託契約（以下「本取次委託契約」といいます。）が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、本契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から本小売電気事業者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、本小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。
2. 前項にかかわらず、本小売電気事業者が、小売電気事業の休止もしくは廃止の届出を行い、または解散の届出を行った場合、当社は、本取次委託契約の取扱いおよび本小売電気事業者に代わりお客さまに対して電気を供給する小売電気事業者の取扱いについて、自己または第三者から調達した電力を本小売電気事業者に卸供給する事業者との間で協議を行うものとします。この協議に基づき、本小売電気事業者が変更となる場合その他本契約の内容を変更する必要がある場合、本契約は何らの行為を要することなく、ただちに、変更されるものとし、当社は、遅滞なくその旨および変更内容をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

第 27 条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条 守秘義務

1. 本契約の存在および内容に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）。ただし、本契約の履行に関連して本一般送配電事業者に情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関（電力広域的運営推進機関を含みま

す。)からの正当な権限もしくはは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの会社名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。

第 29 条 暴力団排除に関する条項

1. 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、本契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
 - (2) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - (4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (5) 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
3. お客さまおよび当社は、相手方が前二項各号のいずれかに違反した場合、第 25 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に従い本契約を解除することができるものとします。この場合において、解除をされた当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、解除をされた当事者に対し、相手方が債務を負担する時は、債権または債務の種類、弁済期の如何にかかわらず、相手方において任意に相殺する事が出来るものとします。なお、本項にもとづく解除により解除をされた当事者に損害が生じた場合でも、相手方は一切責任を負わないものとします。

第 30 条 名義の変更

譲渡及び合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続によることができます。この場合、新たなお客さまは、当社が指定する文書により申し出ていただきます。

別紙1 本一般送配電事業者一覧

北海道電力ネットワーク株式会社
東北電力ネットワーク株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社
北陸電力送配電株式会社
関西電力送配電株式会社
中国電力ネットワーク株式会社
四国電力送配電株式会社
九州電力送配電株式会社